平成２３年（フ）第２９１５号
神奈川県大和市柳橋２丁目９番地５　みどり荘６号
債務者　渡部　正志
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３号
静岡県富士宮市北町９番14号
債務者　小林多美子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１４１９号
東京都調布市布田４丁目26番地４
債務者　川口　朝美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４３３号
東京都八王子市下柚木３丁目10番地３―408
債務者　溝呂木章人
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５７７号
静岡県浜松市北区三ヶ日町本坂228番地
債務者　中澤みどり
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７２９号
静岡県島田市元島田9138番地　ビラシティ１棟105号室、旧住所静岡県藤枝市田沼５丁目13番３号
債務者　鈴木　貴之
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野46番地１
債務者　森山加奈恵
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後３時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第１６３０７号
埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目1219―１―110
債務者　牧野　　仁
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４７９号
東京都新宿区中落合３丁目27―１―203
債務者　相坂　真織
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７７号
東京都青梅市千ケ瀬町５丁目699番地の１青梅ルーブルハウンズ203号室
債務者　佐藤とも子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１３４２４号
東京都葛飾区西新小岩４丁目９―20
破産者　持田　幸造
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０８０号
神奈川県横浜市中区本牧原21―２―902
破産者　坂根　裕治
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６９２号
東京都墨田区墨田４丁目39―８
破産者　山田　周二
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８１号
千葉県富里市日吉台２丁目19番14号
破産者　株式会社ベルムーヴ
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８２号
千葉県富里市日吉台２丁目19番14号
破産者　株式会社ウィッシュ
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８３号
千葉県富里市日吉台２丁目19番14号
破産者　株式会社エル・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２０号
東京都足立区千住大川町46―14
破産者　昆　　弘司（旧姓西山）
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０５号
東京都新宿区西新宿１丁目８番１号
破産者　株式会社コムハウス
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部